

議会議案第1号

奈良市議会委員会条例の一部改正について

奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年3月20日提出

提出者

奈良市議会議員 内藤智司

賛成者

奈良市議会議員 宮池明

同 横井雄一

同 今西正延

同 鍵田美智子

同 東久保耕也

同 北良晃

同 森岡弘之

同 井上昌弘

同 松岡克彦

同 中西吉日出

同 松田末作

## 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務部」の次に「、財務部、会計契約部」を加え、同項第2号中「観光文教水道委員会」を「観光文教委員会」に、「、教育委員会及び水道局」を「及び教育委員会」に改め、同項第5号中「建設委員会」を「建設企業委員会」に、「及び建設部」を「、建設部及び企業局」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日、この条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により、それぞれ同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなす。

総務委員会	総務委員会
観光文教水道委員会	観光文教委員会
厚生消防委員会	厚生消防委員会
市民環境委員会	市民環境委員会
建設委員会	建設企業委員会
予算決算委員会	予算決算委員会

- 3 前項の規定により選任され、又は互選されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年8月19日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会の所管事務調査事項及び付託されている継続審査事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事項及び事件を所管することとなる常任委員会の所管事務調査事項及び付

託された継続審査事件とみなす。

(提案理由)

平成26年4月1日から本市の行政組織の見直しが行われるのに合わせ、本市議会委員会条例における常任委員会の所管について所要の改正をしようとするものである。

奈良市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人 総合政策部、総務部_____、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び監査委員事務局の所管に属する事項</p> <p>(2) 観光文教水道委員会 8人 観光経済部、農業委員会事務局、___教育委員会及び水道局の所管に属する事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 建設委員会 8人 都市整備部及び建設部_____の所管に属する事項</p> <p>(6) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人 総合政策部、総務部、<u>財務部</u>、<u>会計契約部</u>、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び監査委員事務局の所管に属する事項</p> <p>(2) <u>観光文教委員会</u> 8人 観光経済部、農業委員会事務局及び<u>教育委員会</u>_____の所管に属する事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>建設企業委員会</u> 8人 都市整備部、___<u>建設部</u>及び<u>企業局</u>の所管に属する事項</p> <p>(6) 略</p>